

庄内町告示第70号

令和5年度庄内町おいしい米の里堆肥散布補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

庄内町長 富 樫 透

令和5年度庄内町おいしい米の里堆肥散布補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、資源循環型農業及び環境保全型農業を実践し、おいしい米の里づくりの推進を図るため、町内のほ場で肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第2条第2項に規定する特殊肥料(以下「特殊肥料」という。)を散布する団体に対し、予算の範囲内で令和5年度庄内町おいしい米の里堆肥散布補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則(平成17年庄内町規則第52号。第5条及び第6条において「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、特殊肥料を散布する町内の組織(次条及び第4条において「堆肥散布組織」という。)とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(次条において「補助対象事業」という。)は、堆肥散布組織が町内の農地のうち水稻の作付けを行うほ場において特殊肥料を散布する事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業において散布する特殊肥料の総重量に1トン当たり900円を乗じて得た額以内の額とし、算出された額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。ただし、堆肥散布に要した経費から堆肥散布組織が当該堆肥散布によって得る利用料金等及び町以外の団体から交付を受ける補助金等を差し引いた額を限度とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第1号)
- (2) 収支精算書(様式第2号)

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条、第6条関係）

事業計画（実績）書

1 事業の概要

2 堆肥散布計画（実績）

予定（実施）年月日	年 月 日
事業内容	
経費等	

様式第2号（第5条、第6条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	